

新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の運営等に関する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

新潟県教育委員会規則第5号

新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の運営等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例（平成26年新潟県条例第61号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、新潟県いじめ防止対策等に関する委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定めるものとする。

(役割)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的な知見からの審議等
- (2) 県立学校における重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査
- (3) 自殺等に至った県立学校児童生徒の保護者から原因究明の調査の要望がある場合について、自殺等に至るまでに起きた事実の調査

(調査審議等)

第3条 条例第3条第1号の調査審議等は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的な知見からの審議を行い、教育委員会に建議することとする。

(調査)

第4条 条例第3条第2号及び第3号の調査は、次の方法により行う。

- (1) 学校から条例第3条第2号及び第3号の事態の初期の調査の報告を受けた教育委員会は、速やかに初期の調査結果等を委員会会長に連絡する。
- (2) 会長は速やかに委員会を招集し、事実関係を明確にするための調査を開始する。
- (3) 委員会は、調査に当たり、調査内容及び調査方法を検討し、会議の決定により臨時委員及び調査員の追加が必要とされた場合、会長が教育委員会にその旨の意見を述べる。

(委員の選任)

第5条 条例第4条第2項の委員は、中立性・公平性を確保するため、各分野に係る組織・団体からの推薦により選任する。

(委員の解嘱)

第6条 条例第4条第5項の「必要があると認めるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 委員にふさわしくない非行があったとき
- (2) 活動及び目的達成に著しい問題がある場合
- (3) 本人から解嘱の申し出があった場合
- (4) その他特別の理由がある場合

(委員の調査の制限)

第7条 委員会は、調査において委員が中立かつ公平な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があると認められるときは、当該の委員を除く会議の決定により、当該の委員の調査への参加が制限されるものとする。

2 前項の対応をした場合、会長は教育委員会に、その理由を示して報告するものとする。

(特別の事項)

第8条 条例第5条第1項の「特別の事項」とは、委員以外の見識を有する者の調査が必要な事項をいう。

(調査員の必要性)

第9条 条例第5条第2項の「専門の事項を調査させるため必要があるとき」とは、委員及び臨時委員だけでは調査が難しい場合をいう。

(臨時委員及び調査員の委嘱)

第10条 条例第5条第3項の委嘱は、第4条第3号の意見を受けた教育委員会が、特別の事項又は専門の事項の調査に必要な学識経験者その他専門性を有する者を、第5条と同様の方法により推薦を受け、当該校及び教育委員会並びに当該児童生徒及び保護者と利害関係を有しないことを確認した後に選任し、委嘱する。

(会議録の作成)

第11条 委員会は、会議を開催したときは議事録を作成しなければならない。

2 議事録は会長の指示を受けて教育委員会事務局が作成し、作成した議事録は会議に出席した委員及び臨時委員の全員から了承を得る。

(調査結果の報告等)

第12条 委員会は、条例第3条第2号及び第3号の調査に掲げる調査を終えたときは、調査の結果を書面により教育委員会に報告する。

2 教育委員会は、前項の報告を受けたときは、いじめを受けた児童生徒又はその保護者等に、調査により明らかになった事実関係について適切に説明する。その際は、他の児童生徒のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分配慮するものとする。

3 教育委員会は、第1項の調査結果を知事に報告する。なお、当該児童生徒又はその保護者等から所見をまとめた文書が提供された場合は、併せて当該文書を調査結果に添える。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。